

公益財団法人倉敷スポーツ公園広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人倉敷スポーツ公園（以下「財団」という。）が指定管理者として指定された岡山県倉敷スポーツ公園を、民間事業者等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載等」という。）する媒体（以下「広報媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 岡山県倉敷スポーツ公園 財団が指定管理者として指定された公園施設をいう。
- (2) 民間事業者等 法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 広告 民間事業者等が行う広告をいう。ただし、法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示等であつて、広告料を徴収することが適当でないとして知事が認めるものを除く。
- (4) 広告媒体 次に掲げる指定管理施設等であつて、広告事業に活用するものをいう。
 - ア 印刷物
 - イ ウェブページ
 - ウ 野球場内広告
 - エ その他、仮設広告物等

(岡山県倉敷スポーツ公園の適正な使用)

第3条 広告媒体として活用する広告主は、関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

(広告掲載等の範囲)

第4条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載等の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題その他についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

(11) 当該広告の内容について財団が推奨している等、誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

(12) 比較広告

2 広告掲載等に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載等の内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は、別に定める。

（広告事業の実施方法）

第5条 広告事業における広告媒体の種類、広告の規格、募集方法及び選定方法等は、当該広告事業ごとに定めるものとする。

（広告主の募集）

第6条 広告主の募集は、財団が直接行うほか、広告代理店等を通じて行うことができるものとする。

（広告掲載等の取消し）

第7条 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告等を行わずに広告掲載等を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに、広告の原稿又は広告物の提出がないとき

(2) 広告主が財団の信用を失墜し、又は業務を妨害若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき

(3) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき

(4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(5) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載等する必要がなくなったとき

(6) 広告主が書面により、掲載等取下げを申し出たとき

(7) 広告掲載等期間中において本要綱第4条又は広告取扱基準第3及び第4に該当するに至ったとき

(8) 財団の業務上やむを得ない事由が生じたとき

（審査）

第8条 財団は、広告事業の実施に当たり必要と認めるときは、広告の内容や広告主の適否について審査することができる。なお、審査方法等については、広告事業ごとに別に定めるものとする。

（広告掲載等料の返還）

第9条 既に納付した広告掲載等料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載等を中止し、又は広告掲載等に係る契約を解除したときはこの限りでない。

2 前項の規定により返還する広告掲載等料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載等された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを財団に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

4 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、当該経費は広告主の負担とする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

5 広告主は、その責めに帰すべき事由により、財団に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(事前協議)

第11条 広告主は、掲載等をしようとする広告の内容について、あらかじめ財団と協議するものとする。

2 財団は、事前に広告の具体的な内容を審査し、必要と認められる場合は、内容等について広告主に変更又は修正を求めることができるものとする。この場合において、広告主は、正当な理由がない限り変更又は修正に応じなければならないものとする。

(その他)

第12条 第6条の規定により広告代理店等を通じて広告を募集する場合は、第10条及び第11条の規定については、「広告主」を「広告代理店等」に読み替え準用する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。